

群馬大学研究・産学連携推進機構規則

	平成19.12.1	制	定
改正	平成22.4.1	平成24.4.1	
	平成25.4.1	平成26.4.1	
	平成27.4.1	平成27.7.1	
	平成28.4.1	平成28.12.1	
	平成30.6.1	令和2.4.1	
	令和3.4.1	令和4.6.9	
	令和7.4.1	令和8.4.1	

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条の2第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 機構は、群馬大学（以下「本学」という。）の学術研究及び産学官連携を企画・推進することによって、本学の基本理念に基づく目標を達成し、優れた研究成果を生み出すための体制を強化するとともに、知的財産の管理・運用等を円滑に行い、もって本学における学術研究の一層の高度化とその成果を広く社会に還元することを目的とする。

(組 織)

第3条 機構に、研究・産学連携戦略本部を置く。

2 機構に、次の各号に掲げる部門及びセンターを置く。

- (1) 高度研究推進・支援部門
- (2) 高度人材育成部門
- (3) 産学連携・知的財産部門
- (4) 次世代モビリティ社会実装研究センター

3 前2項の本部、部門及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

4 機構の業務を分掌させるため、機構に分室を置くことができる。分室に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 機構は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 産学連携に関すること。
- (3) 知的財産活用に関すること。
- (4) 高度人材育成に関すること。
- (5) 研究活動に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (6) その他機構の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構の主担当を命ぜられた教員
- (4) リサーチ・アドミニストレーター
- (5) 技術職員
- (6) 産学官連携コーディネータ
- (7) 知的財産マネージャー
- (8) 知的財産コーディネータ
- (9) その他必要な職員
(機構長等)

第6条 機構長は理事（研究・企画担当）をもって充て、副機構長は学長が指名する本学の教職員をもって充てる。

2 機構長は機構の業務を掌理し、副機構長は機構長を補佐するとともに、機構長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 機構の円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 第3条第2項各号に掲げる部門及びセンターの長
- (4) 共同教育学部長、情報学研究科長、医学系研究科長、保健学研究科長、理工学府長、生体調節研究所長、医学部附属病院長及び大学教育・学生支援機構アドミッションセンター長
- (5) 研究推進部長
- (6) その他機構長が必要と認めた者 若干人

4 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

(事 務)

第8条 機構の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 群馬大学産学連携・先端研究推進機構規則（平成18年6月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に委嘱される機構長及び副機構長の任期は、第6条第3項の

規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学研究・産学連携戦略推進機構会議規程（平成19年12月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に指名される副機構長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。